

平成 26 年(ハ)第 1153 号 慰謝料請求事件
原告
被告

2015 年 2 月 12 日

原告準備書面 9

原告

我が刑事弾圧投獄事件は、誣告者双方を共同不法行為で提訴すれば、虚偽告訴の実態が解明される、この趣旨で園田義明・須崎スミエを訴えた。
地裁八王子支部 平成 10 年(ワ)第 1957 号事件
やはり被告双方の答弁書の認否に対極の違いが出た、虚偽告訴に基づく警察・検察調書、そして架空刑事裁判を証明する、判決原本の不在が明らかになった。
この時点で、警察・検察官・裁判官らの職務犯罪は証明されて、一大法曹疑獄事件に展開する筈だった。

1 争点 A、有形偽造 小川答弁書・準備書面は吉田の作成

小川と吉田もこの意図で提訴したが、吉田は応訴義務から逃げる敵前逃亡をした、小川の答弁書の認否を奇貨として、裁判所は積年の懸案・虚偽風説流布事件の解決を図るべ即時結審をした。
この切り口となったのが、小川答弁書と偽った吉田作成の答弁書である、これを見れば核心的なところで小川・吉田に主張の違いが解る、しかも松戸家裁絡みとあり証拠能力は申し分ない。

小川訴訟の答弁書から抜粋

訴外吉田、「松戸家庭裁判所は、小川氏の申立てに対して門前払いをして戸籍改ざんは訴訟事件」と拒絶すると公言している。については不知。

当事者主義とは、訴訟の主導権を当事者が持つという原則である、被告吉田により小川訴訟の主導権は奪われた。

利害・権利が対立する当事者の間における法的な紛争においては、事実関係を最も熟知している当事者が証拠の発見・提出を主導することが効率的であり、このような当事者が自己の利益を実現する目的のために主張・立証を行うことが最も効率的に訴訟上の真実の発見につながると考えられている。

以下の否認は小川でなく、小川に成済ました吉田の認否である、小川本人であればこの事実は言い逃れが出来なく、証人も傍証も存在する。
これも答弁書の名義人小川と、作成者吉田の認否に齟齬が生じる私文書偽造が成立する。

「特記すべきは、被告は支援者に誣告を謀る（大高事件）偽証を強いた」については否認する。

2 争点B プロバイダ責任制限法 強要罪

両被告は、訴外・巫召鴻が主宰する”でたらめ判決を正す会”のメンバーであり、小川の週刊相場情報掲示板は、巫召鴻が登録者となり開設、これを吉田に供与して、掲示板の管理・操作は、巫か、吉田により為されている。

原告が提訴・糾弾したことから、”でたらめ判決掲示板”は再三の閉鎖・再開を繰り返して、昨年秋に最終閉鎖となった、しかし裁判正常化道志会なる新名称で小川・吉田のみの投稿が続いている。

事件屋サイトゆえに、管理者の責任の所在を明かさず、アンダーグラウンド化して「本サイトの最終責任は、裁判所前の男と有名な大高氏」とは、事件屋ならではの口上である。



本ウェブサイトの目的と運用状況

このウェブサイトは、「裁判所前の男」として、司法のあり方を国民目線で批判している大高正二さんの考え方を、インターネットという媒体を通じて広く訴えていこうという目的で、大高正二さんと彼の支援者の手によって開設されたものです。現在は、ハンドルネーム「裁判ウォッチャー」が管理して、記事の追加、更新、掲示板の監視などを行っています。本ウェブサイトの著作権などの権利および掲載資料等の責任は最終的には大高正二さんに帰属しますが、ニュースや主張のかなりの部分は大高さんの事後承諾を得るという形で、管理者が執筆して掲載しています。

3 結語

二回期で結審した当事者主義裁判で、他者が作成・主張した答弁書・準備書面により勝訴した小川も内心、忸怩たる思いは残る。以下は小川を装った吉田の認否。

「柏市戸籍改ざん事件に係る経過、書証が事実であると前提の上で、被告から依頼された記事を原告 HP に記載した、」については争う。
「これらの一部にも虚偽の事実があれば、被告らの戸籍改ざん事件は瓦解する」については争う。
被告は、数十年に亘る親族間の紛争を抱えており、この数年は戸籍改ざんに係る不正は、司法行政の犯罪であり」については認める。
法の及ばぬ犯罪が全国的に行われていると刑事告訴、指揮権発動要請等をしている」については必要に応じ答弁する。
「家裁で戸籍の訂正が出来るのは判っているが国家、司法の不正を糾す為に敢えて、損害賠償訴訟や指揮権発動要請などに訴えていると反論する」。については必要に応じて答弁する。

以上